

# 江戸川区環境行動計画

平成 12 年度 ~ 平成 16 年度  
( 2000 年度 ~ 2004 年度 )

平成 13 年 1 月  
江 戸 川 区

はじめに .....	1
計画の性格・目的 .....	3
計画の期間 .....	3
計画の範囲 .....	3
計画の取組内容 .....	4
計画の目標 .....	7
1. 環境に配慮した取組目標 .....	7
2. 温室効果ガスの総排出量の削減目標 .....	9
計画の推進と点検・評価 .....	9
1. 推進体制 .....	9
2. 点検・評価の手順 .....	12
3. 公表 .....	13
4. 改定に向けての見直し .....	13
5. 職員に対する情報提供、研修等 .....	13
区民・事業者への周知・啓発 .....	14
別表 - 1 対象とする組織及び施設 .....	15
別表 - 2 行動項目 .....	16

## はじめに

私たちは事業活動や日常生活のなかで、電気、ガソリン等のエネルギーや多くの物質を消費しています。こうしたなか、最近の環境をめぐる問題を考えてみましょう。

まず、大きな注目を集めているのが、ディーゼル車の排出ガス。都の場合、自動車から排出される窒素酸化物（NOx）の約 7 割、浮遊粒子状物質（PM）のほとんどはディーゼル車から排出されている実態があります。こうしたことから都は 11 年 8 月から「ディーゼル車 NO 作戦」を展開しており、本年 4 月から施行される、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（略称：環境確保条例）では、都独自の排出基準に満たないトラックやバス等のディーゼル車の運行禁止が予定されています。

次にダイオキシン類や環境ホルモンに代表される有害化学物質。人の健康や生態系に影響を及ぼすものとして、規制が強化されています。

さらに、廃棄物処理。逼迫した最終処分場の状況を考えれば、不法投棄による環境破壊を防ぐ意味でも更なるごみ減量とリサイクルの推進が求められています。

また、大きな視点で考えれば、地球温暖化問題。電気、ガスなどのエネルギーの消費等に伴って発生する二酸化炭素等が地球を温暖化させることによって、異常気象の増加や食料生産にも影響を与えています。11 年 4 月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」も施行され、対策が強化されています。

こうして考えてくると、現在の環境をめぐる問題は、従来の産業型公害から広く事業活動や日常生活に起因するものへと変化してきています。そしてこの変化は私たちのライフスタイルが大きな要因となっています。

車の利用やパソコンの普及等、快適性や利便性を求めて、私たちは生活を豊かにしてきました。その一方で、それらの利用に伴う環境への配慮は、問題が今日ほど大きく顕在化していなかったこともあり、必ずしも十分ではありませんでした。それは結果として、私たちの意識にも大きく影響していないでしょうか。「自分ひとりが気をつけてもたいした効果はない」等、言わば他人任せの意識はないでしょうか。

しかし、環境ホルモン等、生態系にまで影響を及ぼすような問題が潜在的、長期的に進行している今、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なことから始めていくという地道な努力を積み重ねることが必要になっています。

そこでこの計画は、職員一人ひとりが「何をどうすればいいのか」を明らかにすることで、環境をめぐる問題へ一事業所としての区が一丸となって取り組むため策定しました。またその取組の成果を出すことはもとより、そのしくみが区民・事業者が問題に取り組む際の足がかりにもなることを期待するものです。

## 計画の性格・目的

この計画は、一事業所としての区が、環境への配慮を自ら率先して行動するための計画（以下「行動計画」という。）です。そして、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という）第8条により区に策定が義務づけられている「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（以下「実行計画」という。）の内容も含むものです。

よって、区の事務事業の実施にあたっては、次の視点から計画の達成を図っていきます。

*環境に配慮した取組を区自ら率先して行動していきます。*

環境問題が潜在的、長期的になっている現在、区は区内最大の事業者として、自らの活動を環境保全の観点から見直し、環境に配慮した取組を推進していきます。併せて、区民・事業者の環境に配慮した自主的な取組が展開されるよう努めます。

*温室効果ガスの排出抑制に努めることで、地球温暖化防止を図っていきます。*

本計画は、区の「実行計画」として、温室効果ガスの排出抑制のために、総排出量の目標を定め、様々な取組を行い、計画の点検、公表を通じた進捗状況を把握すること等で、地球温暖化対策を推進していきます。

## 計画の期間

本計画の期間は、平成12年度（2000年度）を初年度とする平成16年度（2004年度）までの5年間の計画とします。

なお、実施にあたっては、平成11年度の電気・ガス等の使用量や温室効果ガスの総排出量等を把握し、これらを基準としてそれぞれの取組項目の削減目標等を定めていきます。

## 計画の範囲

本計画では、別表-1に掲げる組織及び施設における事務事業を対象とします。

また、民間事業者への委託等により実施するため本計画の対象とならない事業であっても、環境に配慮した取組が可能なものについては、受託事業者等に対して、必要な措置を講ずるよう区が要請していきます。

## 計画の取組内容

環境に配慮した取組は様々考えられます。たとえば、「国の地球温暖化対策に関する基本方針」(平成11年4月9日閣議決定)では、温室効果ガスの排出抑制にあたって、《財やサービスの購入・使用にあたっての配慮》《建築物の建築、管理等にあたっての配慮》《その他の事務・事業にあたっての環境保全への配慮》の3分野に分けて取り組むべき項目を挙げています。

それら国の取組項目を踏まえながら、本区においては、次に示すような基本的考え方に基づいて、環境に配慮した取組を推進していきます。

人間の社会経済活動から人為的に発生する温室効果ガスとしては、電気、ガスの使用等、燃料の燃焼に伴う二酸化炭素の影響がもっとも大きいとされています。よって、それらの使用量削減については、区の事務事業から排出される温室効果ガスの総排出量を直接減じる効果があるため、数量的目標を設定して取り組んでいきます。

その他の環境に配慮した取組についても、区が一体となって取り組めるよう、取組項目を取り上げて整理するとともに、実際の行動がわかりやすいよう、具体的項目を示すこととします。その際、数値目標化できるものは可能な限り設定して取り組んでいきます。

以上の基本的考え方に基づいて、配慮項目と取組項目を表-1に示しました。さらに、より具体的な取組である行動項目(小項目)は別表-2に掲げました。

表 - 1 配慮項目と取組項目

配慮項目（大項目）	取組項目（中項目）
1. 省エネルギーの推進	(1) 電気使用量の削減 (2) 都市ガス使用量の削減
2. 省資源の推進	(1) 水道水使用量の削減 (2) 用紙類使用量の削減
3. 庁用車の適正利用	(1) 低公害車の導入 (2) ガソリン等自動車燃料使用量の抑制
4. ごみ減量・リサイクルの推進	(1) ごみの減量 (2) 製品の再利用等 (3) リサイクル率の向上
5. グリーン購入の推進	(1) 再生品の購入 (2) 環境に配慮した製品の購入・使用
6. 施設の建設・管理等での配慮	(1) 廃棄物の減量 (2) 建設副産物の有効利用 (3) 資源・エネルギーに配慮した設備の導入・素材の選択 (4) 設備の適正管理 (5) 工事に伴う公害の低減
7. 緑化の推進	(1) 敷地・建物内緑化 (2) 公園等の整備 (3) 道路等の緑化 (4) 公園、道路等での適切な維持・管理
8. 有害化学物質の排出抑制	(1) ダイオキシン対策 (2) 環境ホルモン対策 (3) その他の有害化学物質対策
9. 特定フロン等の排出抑制	(1) 管理・回収の徹底
10. 周知・啓発	(1) 職員の意識改革 (2) 区民・事業者への周知・啓発

(参考) 温室効果ガスの種類と区における排出実態

温室効果ガスは二酸化炭素以外にも様々な発生源から排出されており、法では以下のものが規定されています。

表 - 2 温室効果ガスの種類等

ガスの種類	人為的な発生源	主な対策
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出されるものが半分を占め、廃棄物の埋立からも2~3割を占める。	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

「地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に係る『実行計画』策定マニュアル(環境庁、平成11年8月)」より作成

しかし、「パーフルオロカーボン類」及び「六ふっ化硫黄」は、その使用量等の把握が困難なため、本計画では調査対象外とします。

また、区における温室効果ガスの現状は次のとおりです。(11年度実績)

表 - 3 活動別の温室効果ガス発生源

(排出量は二酸化炭素換算)

主な活動	排出量(ト)	構成比(%)
照明、冷暖房等、電気の使用によるもの	27,060	74.7
内、街路灯、公園灯等の使用によるもの	4,942	13.6
冷暖房や厨房等での使用によるもの	8,769	24.2
公用車の利用などによるもの	407	1.1
計	36,236	100.0



表 - 4 温室効果ガス排出量 (排出量は二酸化炭素換算)

ガスの種類	排出量(ト)	構成比(%)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	36,212	99.93
メタン(CH <sub>4</sub> )	3	0.01
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	6	0.02
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	15	0.04
計	36,236	100.00

## 計画の目標

### 1. 環境に配慮した取組目標

表 - 5 数量的目標を掲げる取組事項の基準値(11年度実績)

電気使用量	71,202,060 キロワット
都市ガス使用量	4,369,669 立方メートル
水道水使用量	1,940,595 立方メートル
コピー用紙購入量(本庁舎:A4換算)	22,431,250 枚
庁用車燃料使用量(ガソリン、軽油)	157,982 リットル
廃棄物排出量(本庁舎)	198 トン

上記使用量等の捕捉は常時行うとともに、12年度以降における施設状況の変化(新設等)等に伴う調整は、別途行うものとします。

#### (1) 省エネルギーの推進

電気使用量については、不必要な電気使用の見直しや適切な室温設定等によって、平成16年度までに、平成11年度比で概ね3%削減します。

都市ガス使用量については、機器の効率的な使用等によって、平成16年度までに、平成11年度比で概ね3%削減します。

#### (2) 省資源の推進

水道水使用量については、利用方法の見直し等によって、平成16年度までに、平成11年度比で概ね3%削減します。

用紙類使用量については、事務手続きの見直しや裏面利用の徹底等によって、抑制に努めるとともに、印刷室及び集中購買で購入するコピー用紙については平成16年度までに、平成11年度比で概ね3%削減します。

#### (3) 庁用車の適正利用

庁用車への低公害車導入を進めるため、新規購入、買い替えにあたっては、七都県市指定低公害車や低燃費車を選択していきます。

ガソリン等、庁用車燃料使用量については、低公害車の導入や経済運転、自動車の使用抑制等により、平成 16 年度までに、平成 11 年度比で概ね 3%削減します。

(4) ごみ減量・リサイクルの推進

簡易包装商品の購入やリサイクルの推進等によって、ごみ減量に努めます。ごみの分別徹底等により、本庁舎の廃棄物排出量を平成 16 年度までに、平成 11 年度比で概ね 40%削減します。

(5) グリーン購入の推進

白色度や非塗工に留意した用紙類購入等、財やサービスの選択にあたっては、価格や品質を考慮しながら、環境負荷のできるだけ少ないものを選択します。

(6) 施設の建設・管理等での配慮

建築物の建設時等に排出される廃棄物については、可能な限り減量化に努めるとともに、建設残土等の建設副産物についても可能な限り有効利用します。太陽光等自然エネルギーの活用や雨水利用設備の整備等、維持経費等も勘案しながら、可能な限り、資源・エネルギーに配慮した設備や素材の選択を行っていきます。

空調設備やエレベータ等は、施設の特性を判断しながら、効率的な設備を導入していきます。

(7) 緑化の推進

区施設周辺の緑化やベランダ・テラスでの緑化等、敷地や建物内の緑化に努めます。

公園等の新設や改修等により、可能な限り地域での潤いづくりに努めます。公園や沿道等での緑の維持管理にあたっては、農薬の適正な使用や落ち葉の堆肥化等、環境に配慮した取組に努めます。

(8) 有害化学物質の排出抑制

ごみの減量・リサイクルを進めるとともに、事務用品等、焼却時にダイオキシン類が発生しやすい製品は購入・使用しないよう努めます。

建物の害虫駆除等では、薬品の適性使用や環境ホルモンを排出しない製品の使用に努めます。

(9) 特定フロン等の排出抑制

冷蔵・空調設備等の機器廃棄時はフロンを回収し、適切に処理するよう業者

に指示するなど、フロンの管理・回収の徹底を図っていきます。

#### (10) 周知・啓発

計画の確実な実施と事務事業を進めていくなかで区民・事業者へ趣旨啓発ができるよう、職員の意識改革のための情報提供や研修の機会の提供に努めます。

本計画が区民・事業者が環境に配慮した行動をとる際の足がかりとなるよう、事務事業を進めていくなかで機会を捉えて趣旨啓発を行っていきます。

## 2. 温室効果ガスの総排出量の削減目標

表 - 6 温室効果ガスの基準値（11年度実績）

温室効果ガスの総排出量	36,557ト(二酸化炭素換算)
-------------	------------------

主として、電気、ガス、ガソリン等の効率的な使用により、平成16年度の総排出量を平成11年度比で、概ね3%削減します。

## 計画の推進と点検・評価

### 1. 推進体制

本計画を確実に実施・推進していくためには、まず、各職場で自主的に、計画に掲げる具体的な取組項目（行動項目）に対して、行動を起こしていくとともに、全庁的な推進体制の整備が必要です。

以下の体制を整備することにより、目標の達成を図っていきます。

#### (1) 環境管理総括者

区長は環境管理総括者として、本計画の策定及び改定を決定するとともに、推進状況、点検・評価についての報告を受け、必要に応じて環境管理責任者へ指示を行います。

#### (2) 環境管理本部

本計画の総合的な推進を図るため、助役を本部長とする環境管理本部を設置します。構成員と役割は以下のとおりとします。（カッコ内は職務を司る者）

本部長〔環境管理副総括者〕(助役)

本部を招集して、本計画の実施状況を把握、点検、評価し、環境管理総括者へ報告します。また、環境管理副総括者として、環境管理総括者を補佐します。

副本部長（収入役、教育長）

本部長を補佐します。

環境管理責任者（環境防災部長）

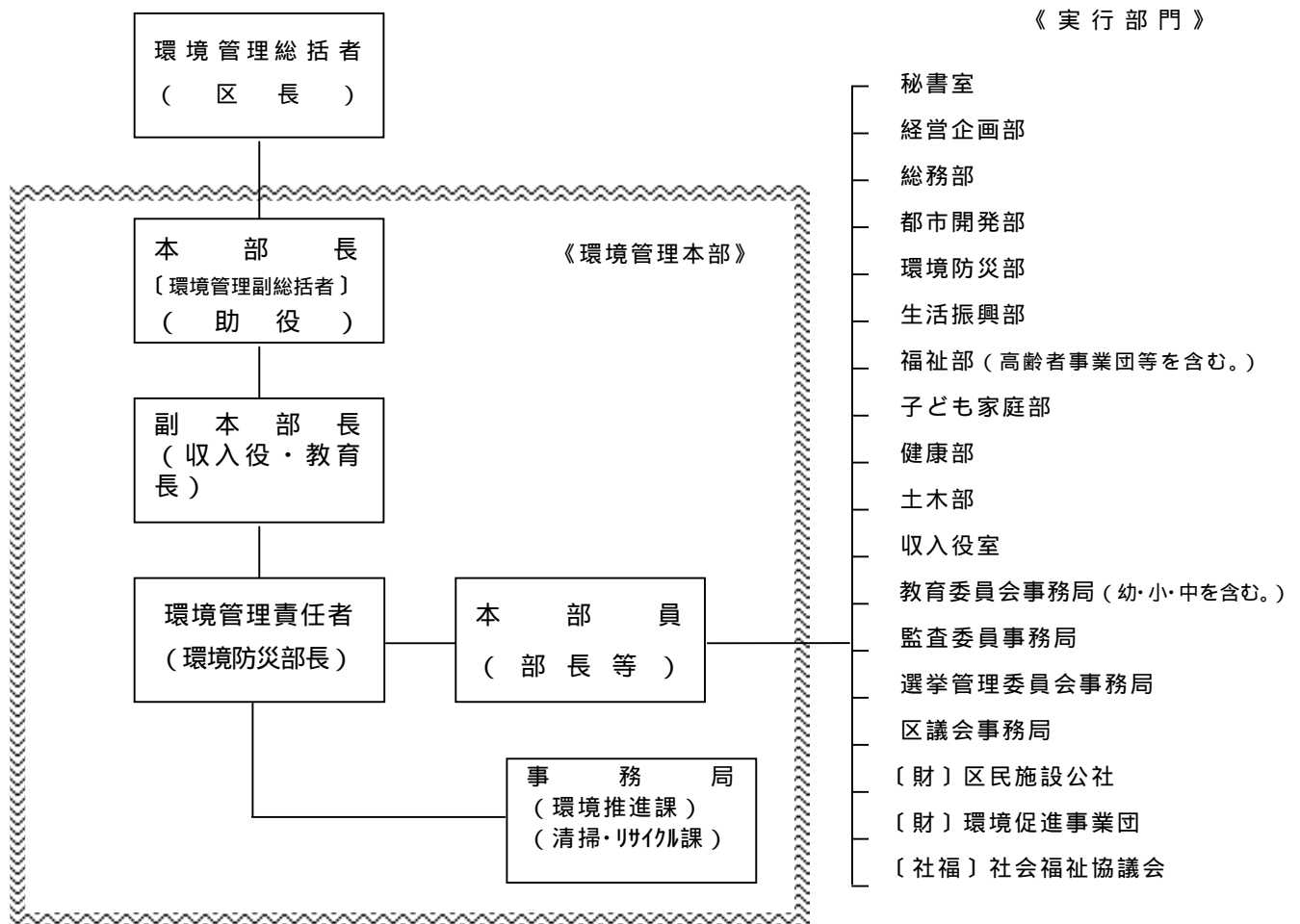
本部員と連携を図り、実施状況の把握等、本計画の進行管理を行い、本部及び庁議へ報告します。

本部員（各部長等）

実行部門長として部門内の実施状況を適宜本部へ報告します。

なお、本部事務局は、環境防災部環境推進課、清掃・リサイクル課に置きます。

図 - 1 取組の体制



### (3) 実行部門

実行部門は、部長等を長として（以下「実行部門長」という）、本計画に基づき具体的な行動を行うための体制を整備します。

まず、本計画の実行最小単位は、原則として、別表 - 1 に掲げる組織及び施設（以下「各所属」という）とします。組織及び施設の長（以下「各所属長」という）は各所属のリーダーとし、各所属ごとに次の体制を整備します。（カッコ内は職務を司る者）

環境管理リーダー（各所属長）

各所属の推進体制の責任者として、取組項目実施のリーダーとなる推進リーダー（以下「推進リーダー」という）を決定するとともに、所属内の実施状況を常に把握し、適宜状況を実行部門長へ報告します。

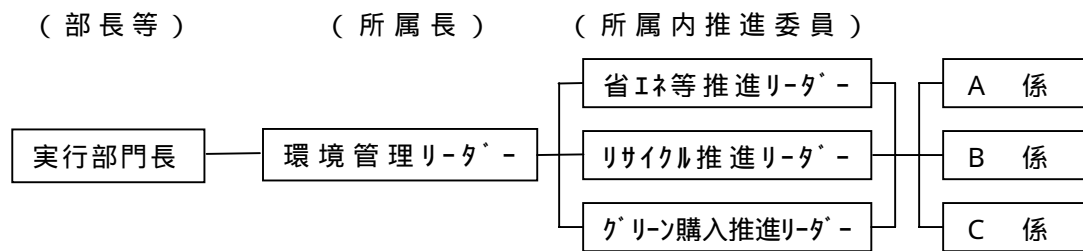
推進リーダー（所属内で決定された職員）

日常の取組の推進・啓発を行うとともに、点検・評価の際には中心になって取り組んでいきます。

また、設置するリーダーは、基本的に、「省エネ等」、「リサイクル」、「グリーン購入」の各リーダーとします。

なお、所属の事務事業あるいは人員規模等の実態に合わせて、各リーダーの一本化、あるいは新たなリーダー（緑化推進リーダー等）の設置も可能とします。

図 - 2 実行部門内の体制の一例



(4) 各所属の目標設定について

各所属は、より効果的に環境行動が取れるよう、本計画書の趣旨を踏まえた上で、それぞれの事務事業の実態に合わせて、各所属独自の目標を設定し、取り組んでいくものとします。

なお、その際は必要に応じて環境管理本部事務局と協議していくものとします。

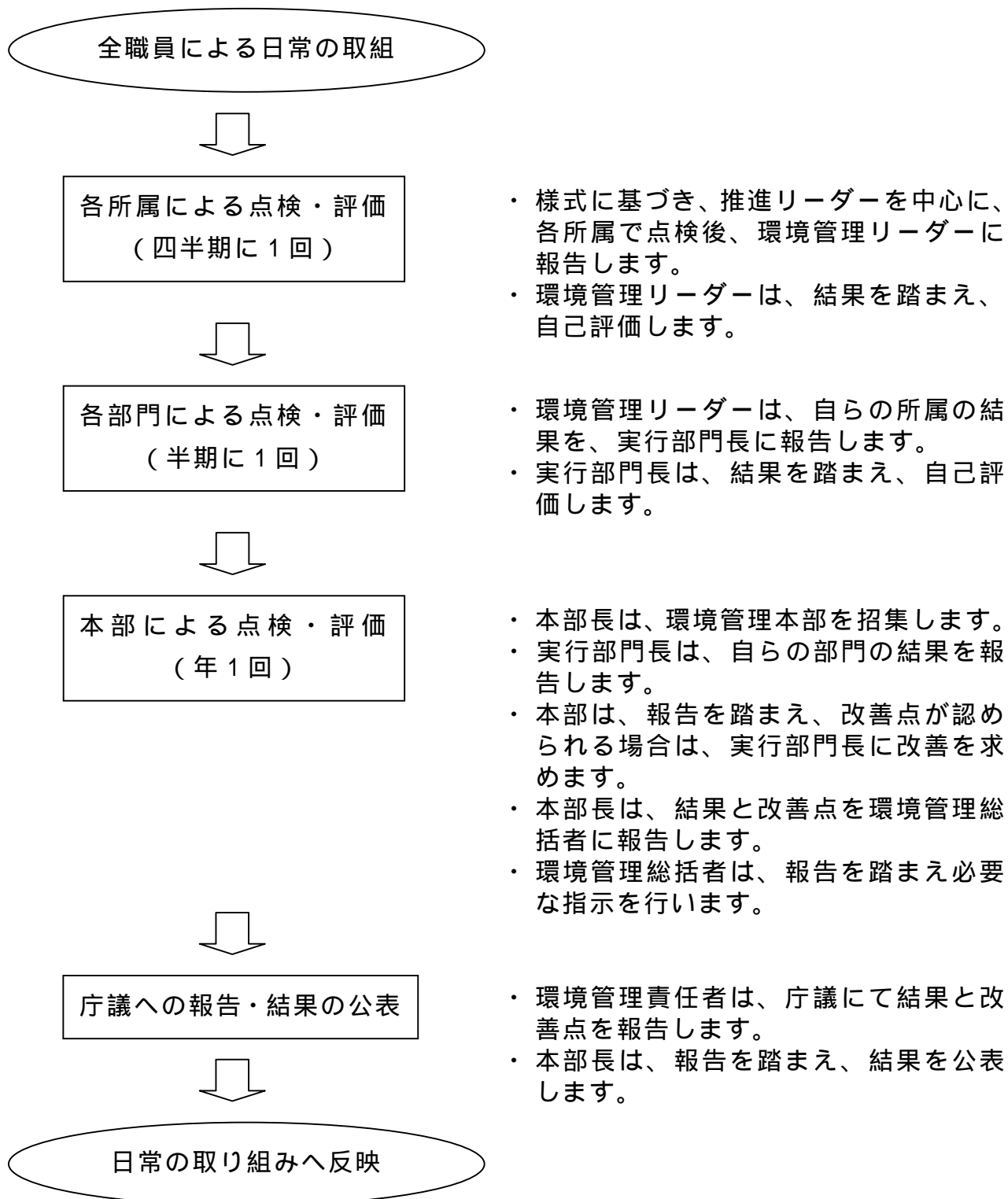
(5) 関係課等との連携

より円滑な推進を図るため、庁舎管理、物品購入等に関係する課等との連携を図っていきます。

## 2. 点検・評価の手順

本計画を実効性あるものとし、より効果的に推進するため、進捗状況を定期的に点検・評価していきます。

図 - 3 点検・評価の流れ



### 3. 公表

本計画及び実施状況を公表していくことにより、職員及び区民・事業者への取組の促進を図ります。

#### (1) 公表の時期と方法

- ・ 本計画の策定後、及び本計画の改定があった場合には改定後、速やかに公表します。
- ・ 本計画に基づく実施状況は、年1回公表します。
- ・ 公表は、広報紙への掲載等により行います。

#### (2) 公表内容

- ・ 本計画
- ・ 法第8条に基づく、温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況
- ・ 環境に配慮した取組の状況

### 4. 改定に向けての見直し

本計画は実施状況を点検・評価しながら推進していきますが、必要に応じて、目標や取組項目等を見直しを行います。

見直しは環境管理本部にて行い、環境管理総括者の決定を受けた後、実施します。

### 5. 職員に対する情報提供、研修等

本計画の目標達成は、職員一人ひとりの取組姿勢にかかっています。

よって、環境の現状や本計画の内容等に関し、必要な情報の提供や研修等、職員意識を向上させるための取組を実施していきます。

#### (1) 情報提供

職員報での周知等

全職員の意識啓発を促進するため、職員向け広報紙「ハーモニー」に、適宜、本計画の概要や取組結果等を掲載します。

パンフレット等の配布

職員一人ひとりの、日常での自主的な取組を促すためのパンフレット等を作成・配布します。

#### (2) 研修・講演会等の開催

環境問題への認識や取組への理解を深めるため、研修・講演会等を実施していきます。

### (3) 職員の取組意識の向上と意見収集

点検・評価の中で職員の取組意識の向上を図っていくとともに、職員の意見収集に努めます。

### 区民・事業者への周知・啓発

本計画書は、一事業所としての区の環境行動計画ですが、区民・事業者が環境に配慮した行動を自主的に取り組めるよう、本計画の公表や各部門の事務事業の執行を通じて、周知・啓発を図っていきます。



別表-1

## 対象とする組織及び施設

実行部門名	実行最小単位	
秘書室	秘書室	
経営企画部	企画課、財政課、情報政策課、広報課、文化課	ボランティアセンター、江戸川総合人生大学推進室
総務部	総務課、職員課、用地経理課、課税課、納税課	
都市開発部	都市計画課、住宅課、地域整備第一課、地域整備第二課、建築指導課、施設課	
環境防災部	環境推進課、防災課、清掃・リサイクル課	各清掃事務所
生活振興部	生活課、区民課、産業振興課(農業委員会事務局を含む。)、保険年金課、区民施設建設推進担当課	各事務所、消費者センター、コミュニティ会館等
福祉部	福祉推進課、介護保険課、すこやか熟年課、障害者福祉課、生活援護第一課	ほのぼの作業所、障害者就労援助センター、生活援護第二課、希望の家、虹の家、みんなの家、えがおの家、福祉作業所、障害者支援ハウス、(社)シルバー人材センター
子ども家庭部	子育て支援課、保育課、児童女性課	子ども家庭支援センター、各保育園、各学童クラブ、各福祉センター、各児童館、女性センター、ファミリーサポートセンター、そよ風松島荘
健康部	健康推進課	健康サービス課、各サポートセンター、保健予防課、生活衛生課
土木部	庶務課、計画課、街路橋梁課、区画整理第一課、区画整理第二課、駐車駐輪課、保全課	
収入役室	副収入役	
教育委員会事務局	庶務課、学務課、学習・スポーツ振興課、指導室	中央図書館、各図書館、教育研究所、各小学校、各中学校、各幼稚園 日光林間学校は除く
監査委員事務局	事務局	
選挙管理委員会事務局	事務局	
区議会事務局	事務局	
〔財〕区民施設公社	庶務課	タワーホール船堀等各施設 穂高荘、塩沢江戸川荘は除く
〔財〕環境促進事業団	庶務課、みどりの計画課、施設第一課、整備課	施設第二課、施設第三課、動物課(自然動物園)、篠崎ポニーランド、なぎさポニーランド
〔社福〕社会福祉協議会	事務局	くつろぎの家、くすのきカルチャーセンター

(平成16年10月1日現在)

別表 - 2 行動項目

配慮項目	取組項目	行動項目		
省エネルギーの推進	電気使用量の削減 (製品購入) (製品使用) 〔照明機器〕  〔OA 機器〕  〔空調機器〕	1 国際エネルギースターロゴが貼付された製品など、エネルギー消費効率の高い製品や節水型製品を選択する。		
		2 月ごとに使用量を記録し、使用状況の適正な把握を行う。		
		3 昼休み中は消灯する。		
		4 晴天時等は窓側照明を消灯する。		
		5 残業時間中は必要な箇所のみ点灯する。		
		6 照明点灯箇所の削減、蛍光灯本数の削減等を実行する。		
		7 不使用時は電源を切る。		
		8 節電・待機モードへの切り替えを励行する。		
		9 過度な使用は避けるよう心がける。		
		10 検温等も行いながら、空調機器の設定温度は冷房は28、暖房は20として運転する。		
		11 効率性の観点から、窓等の開放禁止、吹き出し口周辺の開放、カーテン・ブラインドの活用等を行う。		
都市ガス使用量の削減	12 月ごとに使用量を記録し、使用状況の適正な把握を行う。			
	13 使用後の種火の止栓等、機器の効率的使用を行う。			
省資源の推進	水道水使用量の削減	14 月ごとに使用量を記録し、使用状況の適正な把握を行う。		
		15 節水こまの取り付け・水道水圧の調整等を実施する。		
		16 庁用車の洗車にあたっては、回数の削減やバケツの利用を実施する。		
	用紙類使用量の削減	17 用紙類の購入量を把握し、適正な使用を行う。		
		18 可能な場合は、ペーパーレス会議を実施する。		
		19 添付資料の簡素化等、事務手続きの見直しを行う。		
20 印刷やコピーでは、両面利用や裏面活用を行う。				
21 同じ資料は係等で共有するよう心がける。				
22 印刷物は、数量を精査し、必要最低限の数に限定する。				
23 印刷物作成の際は、古紙配合率の表示をする。				
庁用車の適正利用	低公害車の導入	24 新規購入・買い替えにあたっては、適切な台数を念頭に置きながら、七都県市指定低公害車や低燃費車を選択する。		
		ガソリン等自動車燃料使用量の抑制	25 月ごとに走行量と燃料給油量を記録し、使用状況の適正な把握を行う。	
	26 車両整備は適切に実施する。			
	27 経済運転（暖気運転の抑制、アイドリング・ストップ、急発進・急加速の抑制等）を励行する。			
	28 毎週水曜日は「ノーカーデー」として、使用抑制を推進する。			
	29 出張時の公共交通機関の利用や相乗りの励行等によって、庁用車利用の抑制を図る。			
	ごみ減量・リサイクルの推進		ごみの減量	30 生ごみはその減量に努めるとともに、水切りを徹底する。
				31 できるだけ簡易包装された商品を購入する。
		32 詰め替え可能な製品（液体石鹸、ボールペン芯、カートリッジ等）は、詰め替えて使用する。		
33 個人購入した新聞・雑誌等は持ち帰る。				
34 業者から提供されるカタログ、見本品等は、必要以上に受け取らないようにする。				
製品の再利用等		35 繰り返し利用可能なもの（フォルダーやファイルボックス等）は、繰り返し使用する。		
		36 備品等の集中管理や共有化によって、重複購入等がないようにする。		
リサイクル率の向上		37 ごみの分別を徹底する。		
	38 用紙類は裏面利用のコピー用紙、新聞、雑誌・書籍、その他の紙に分別する。			

配慮項目	取組項目		行動項目
グリーン購入の推進	再生品の購入 (情報用紙)  (印刷用紙)  (衛生用紙)  (文具等)	39	コピー用紙は古紙配合率 100%、白色度 70%程度、O A用紙等は古紙配合率 70%以上を目安にする。
		40	広報誌やパンフレット等の作成にあたっては、古紙配合率 70%程度、非塗工の用紙を目安にする。
		41	トイレトーパー等は、「みどりのえどがわ」等古紙配合率 100%の製品を購入する。
		42	ノートや筆記具等は、再生紙や廃プラスチック等が使用されている製品を選択する。
	環境に配慮した製品の購入・使用	43	エアゾール製品は非フロン系製品(LPガス等)を選択する。
		44	イベント等での模擬店容器は、自然に戻るコーン等、環境にやさしい素材を原料にした製品を購入する。
施設の建設・管理等での配慮	廃棄物の減量	45	建築物の建設等には、可能な限り減量化に努める。
	建設副産物の有効利用	46	建設残土等は可能な限り有効利用する。
	資源・エネルギーに配慮した設備の導入・素材の選択	47	可能な限り、太陽光等自然エネルギーやごみ焼却余熱等未利用エネルギーを活用する。
		48	可能な限り合板型枠等を使用する。
		49	可能な場合は、雨水を利用した施設を整備し、水資源の有効利用に努める。
	設備の適正管理	50	空調設備やエレベータ等は、施設の特性を判断し、効率的な設備を導入する。
工事に伴う公害の低減	51	工事車両は、台数・運行時間等、効率的な運行に努める。	
緑化の推進	敷地・建物内緑化	52	建築物周辺の緑化を推進する。
		53	条件が整えば、屋上緑化やベランダ・テラスでの緑化を実施する。
		54	水遣りや施肥により、緑の育成を図る。
	公園等の整備	55	可能な限り、新設・改修し、潤いづくりに努める。
	道路等の緑化	56	可能な限り実施し、潤いづくりに努める。
	公園、道路等での適切な維持・管理	57	農薬等の適切な使用や落ち葉の堆肥化による再利用を行う。
有害化学物質の排出抑制	ダイオキシン対策	58	ごみの減量・リサイクルを進めるとともに、焼却時発生しやすい製品は購入・使用しないよう努める。
	環境ホルモン対策 (殺虫剤、除草剤、洗剤等)	59	建物の害虫駆除では、有機リン系のスミチオンをやめ、ピレスロイド系で環境ホルモンを排出しないものを使用する。
		60	過度な使用にならないよう留意する。
		61	合成洗剤の使用をやめ、せっけんを使用する。
	62	ゴム手袋や玩具等の化学加工品購入の際は、より安全性の高い製品を選択する。	
その他の有害化学物質対策	63	特定化学物質管理促進法等で規定されている化学物資等の排出量等を把握する。	
特定フロン等の排出抑制	管理・回収の徹底	64	遺漏することのないように定期点検など適切な管理をする。
		65	冷蔵・空調設備等の機器廃棄時はフロンを回収し、適切に処理するよう業者に指示する。
周知・啓発	職員の意識改革	66	各職場内で、行動について啓発しあう。
	区民・事業者への周知・啓発	67	本計画を踏まえ、事務事業を進めていく中で、区民・事業者へ情報提供や取組の働きかけを行う。